

平成20年10月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成18年(ワ)第29号 保険金請求事件

口頭弁論終結の日 平成20年7月10日

判 決

仙台市

原 告 有 限 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 吉 岡 和 弘

同 千 葉 晃 平

同 山 田 い づ み

東京都

被 告 保険株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 松 坂 祐 輔

同 大 下 信

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、金4200万円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、保険事故が発生したとして、自己所有名義の

建物並びに建物内の自己所有の商品・製品等及び設備・什器等を目的物とする店舗総合保険契約に基づき、建物についての火災保険金1000万円、商品・製品等についての火災保険金1300万円、設備・什器等についての火災保険金1900万円の合計4200万円及びこれに対する保険金の支払請求をした日の翌日である平成17年4月1日から支払済みまで商事法定利率である年6分の割合による遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告が、原告の不実申告等を主張して争った事案である。

2. 前提事実

争いがない事実の他証拠（事実ごとに後掲）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者

ア　原告は、建築工事の請負業、土木工事の請負業等を目的として、平成4年7月3日に設立された有限会社である。

原告は、平成16年6月当時、仙台市に所在する建物（以下「本件建物」という。）を所有していた（乙32）。

なお、被告は、本件建物の所有者について、原告ではなくその代表取締役である（以下「」という。）であると主張するが、次に述べる本件の火災保険契約を締結した平成16年6月21日当時において、原告が本件建物を所有していたことは、上記記載の証拠及び弁論の全趣旨から明らかである。

イ　被告は、損害保険業等を目的とする株式会社である。

(2) 原告と被告は、平成16年6月21日、以下の火災保険契約（以下、「本件契約」という。）を締結した（甲1、乙13）。

ア　保険種類

店舗総合保険

イ　保険の目的の所在地

仙台市

ウ 保険期間

平成16年7月11日午後4時から平成17年7月11日午後4時まで
(店舗総合保険普通保険約款(以下「本件約款」という。)33条)

エ 保険金額

4200万円

(内訳)

(ア) 建物(専有延面積214.5m²) 1000万円

(イ) 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材) 1300万円

(ウ) 設備・什器等(設備装置、機械、器具工具、什器備品、造作等)

1900万円

オ 保険料

24万9240(2万0770円×12回)

カ 特約

本件建物については、価格協定が結ばれている。

キ 保険金の支払

被告は、火災事故によって保険の目的について生じた損害に対して、保険契約者又は被保険者が損害発生の場合の手続(右損害発生を被告に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に被告の要求するその他の書類を添えて、右通知から30日以内に被告に提出すること)をした日から30日以内に、保険金を支払う(本件約款1条1項1号、26条1項、31条)。

ク 免責規定

(ア) 故意の事故招致

被告は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法

人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない(本件約款2条1項1号)。

(イ) 不実の申告

被告は、保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに(本件約款26条)1項または2項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、保険金を支払わない(本件約款26条4項)。

(3) 平成17年2月28日、午前2時ころ、本件建物において、火災が発生し、本件建物が全焼した(以下、「本件火災」という。乙1)。

(4) 原告の取締役で の長男である (以下「 」といふ。)は、平成17年8月30日、本件契約の約款に基づいて、損害申告書を記載して、被告宛てにファックスにより送信し保険金の支払いを求めた。同日、被告は、同申告書を受信した(乙14の1ないし4)。

(5) 被告は、原告に対し、平成17年8月30日付の通知により、本件契約に基づく保険金の支払いを拒絶する旨を通知した(甲2)。

3 争点

- (1) 損害の不実申告の有無
- (2) 本件火災が の故意又は重過失によって発生したものと認められるか。
- (3) 保険金額

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)について

ア 被告の主張

(ア) 建物損害

原告の決算書上の貸借対照表の有形固定資産の欄には、建物の表示されなく、後述のごとく取り壊される予定となっていたのであり、また、

平成17年度の固定資産評価額は僅かに81万6994円に過ぎなかつたのであるから、極めて低額なものと推測される。

(イ) 商品、製品等について

原告の平成15年度（当事者間において、原告における年度期間が7月1日から翌年の6月30日までであることは、争いがない。）貸借対照表によれば、同期末現在における在庫高は金917万7260円に過ぎず、しかも年々在庫高が増えていたことからすれば不良在庫である可能性が高い。

また、本件火災の直前ころに本件建物に出入りしていた（以下「　　」という。）の陳述や消防記録によれば、本件建物内に保管されていた商品・製品等について、①商品価値のあるものは合計約50万円である、②建物の周囲に立てかけられてあった材料は余ったものであり商品価値はない、③多量の材料は、本件建物内になかったことが明らかである。

とすると、現実の損害額は金50万円程度に過ぎず、原告が申告する損害額金1518万8200円は、実にその30倍以上にも相当する数額である。

よって、商品、製品等に関する原告の損害申告は、保険約款上の不実申告に該当するものであり、約30倍の差異は、単なる勘違い等といえないことも明らかであって、当該不実申告が原告の悪意（少なくとも重過失）に基づくものであることは明らかである。

(ウ) 機械、什器等について

原告の平成15年度貸借対照表によれば、同期末現在における有形固定資産の「機械装置」は61万1753円、「什器備品」は88万3400円で、合計149万5153円である。しかも、その前の決算期をみると、平成12年度から平成14年度まではいずれも同じ金額が記載さ

れており、平成11年度においては、「機械装置」108万8527円、「什器備品」140万円、合計248万8527円であった。

要するに、原告では、「機械装置」及び「什器備品」について、平成11年度までは減価償却をしていたが、老朽化により当該決算期で減価償却期間を満了し、翌期からの決算書上の金額は、いずれも残存価格（取得価格の10%）であった。

したがって、平成15年度期末現在において原告が所有していた「機械装置」及び「什器備品」の取得価格は約1500万円であった。

このことは、消防記録から本件火災後に本件建物内に残置されていたと窺われる機械、什器等の購入価格の合計額が約1250万円となることと矛盾しない。

そうすると、原告の請求額金2720万5000円は、約1500万円の約1.8倍以上に相当する数額であり、機械、什器等に関する原告の損害申告は、保険約款上の不実申告に該当し、かつ、単なる勘違い等と言えないことも明らかであって、当該不実申告が原告の悪意（少なくとも重過失）に基づくものであることは明らかである。

(エ) その他の事情

a 取引先について

原告は、被告に対し、損害申告書の中に、商品・製品等、設備・什器等の仕入先・販売先として、10社を申告した。

ところが、そのうち3社が既に閉鎖されており、その他連絡の取れた取引先の中には、原告からのクレームを危惧して積極的に取引内容の開示には応じない状況もあった。

b 別荘の漏水事故に関する不実申告について

原告は、訴外 (以下「訴外」という。) が所有する別荘改修工事を請け負った際、被告に対し、漏水事故に伴う賠

償責任保険の請求をしていたところ、その請求に伴い、漏水にかかる水道料金として28万円をも損害として請求するなど保険金取得のために不実申告を行っていた。

(オ) 小括

原告は、本件契約に基づく保険金の請求に際して、商品・製品等、設備・什器等の数量及びその損害額について大幅に虚偽の事実を申告し、多額の保険金を詐取しようと企てたのであるから、不実申告に該当する。

よって、被告は、本件約款26条4項に基づき、原告に対する保険金の支払義務を負わない。

イ 原告の主張

不実申告による保険金支払い拒否は、保険契約者等に保険金詐取等信義則違反の目的がある場合に限られるべきであるところ、原告は、損害額計算の些細な計算ミスはあったものの、誠実に申告等を行っており、何ら不実申告をしていないのであるから、信義則違反の事実は全くない。

したがって、不実申告にはあたらない。

(2) 争点(2)について

ア 被告の主張

本件火災は、原告の取締役ないしその関係者によって招致されたものであるから、本件約款2条にいう故意の事故招致に該当し、被告には保険金支払義務はない。本件火災が原告の取締役ないしその関係者による故意招致であることを根拠づけるものとして、次のような事情が存する。

(ア) 出火原因等

消防署の火災原因判定書等によれば、本件火災の出火原因が放火であることは明らかである。

a まず、本件建物には、本件火災の2、3週間前から人が出入りしていないのであるから、人の存在を前提とする発火源である電気関係、

ストーブ及びたばこは、自ずから出火原因たり得ないのである。

b 火災原因判定書には、本件火災の出火箇所について、複数の箇所が考えられるとされているところ、電気関係、ストーブ及びたばこといった失火の場合には、出火箇所が複数となることはありえず、複数出火であることは、人為的な行為による発火、即ち放火による出火以外には説明できないのであって、消防記録の記載からだけでも、本件火災の出火原因が放火であることは明らかである。

(イ) またはその関係者による放火であること

a 本件建物の利用状況

は、材料を仕入れて自らが加工し建物を建築するといった職人タイプの大工であった。 が原告の実質的な経営者であった時期には、原告の事業形態も注文住宅の建築を主としていたものであり、本件建物内で作業することも多く、同所への人の出入りも頻繁であった。

ところが、 が平成15年12月に 倒れた後は、原告は、自社で材料を加工し注文住宅を建築するといった仕事を請け負うことが不能となった。

そのため、原告では、受注した仕事を別の工務店や大工に丸投げするか、大工に頼んで全てプレカットされた建築材を組み立てるだけの仕事を行うしかなくなり、本件建物を使用する必要がほとんどなくなり、同建物は事実上閉鎖状態となっていた。

b 原告の経営状況

原告の平成13年度、平成14年度及び平成15年度の各決算報告書によれば、各期の繰越損失が2000万円前後となる等その経営状態は苦しく、特に本件火災直前の平成15年度末における原告の資金繰りが極めて逼迫しており、金融機関への長期借入金合計6023万円の返済は、全く目途のたたない状況であったことが明らかである。

c の借入状況等

は、本件火災当時、通常の金融機関からの借入のほかに、いわゆるサラ金からも合計1780万円を借り入れており、1か月の返済額は27万4000円となっていた。

d 本件建物の取壊し計画

は、平成16年5月ころより、本件建物を取り壊してアパートを建築し、賃貸による収益を得る計画を立て始めていたところ、アパートを建築するには建築費約8800万円の他に、既に設定されていた抵当権等を抹消するための弁済金約6500万円が必要であるなど、多額の資金が必要であったにもかかわらず、原告には資金的余裕はなかったことや、本件建物が火災により焼損すれば、建物を解体する手間が省ける上に約4000万円もの火災保険金を得ることができることなどからすれば、本件火災は、原告及び にとって好都合な火災であった。

e 本件建物の施錠

本件建物に最後に入ったのは であるところ、 は、建物を出るときには施錠しており、建物の鍵を所持していたのは、 と の2人であった。

本件火災後、本件建物のアルミニウム製外開き戸及びシャッター両端の内鍵式部分が壊されることなく開いていたとされていることから、合鍵で開錠されたはずである。

f 小括

原告及びその取締役である が経済的に逼迫した状況であったこと、本件建物は既に使用することもなく無用であり、 は本件建物を取り壊してアパートを建築したいと念願していたが、付着した担保を抹消するに至らず実現が困難であったこと、ところが本件火災によ

り、本件建物は解体されたうえに多額の保険金を請求できることになり、正に一石二鳥の好都合な火災であったこと、本件建物は施錠され、が鍵を所持していたことからすれば、本件火災が又はその意を受けた者により引き起こされたと解する他はない。

(ウ) 小括

本件火災は、原告の取締役であるによって招致されたものであるから、被告は、本件約款2条1項1号に基づいて、原告に対する保険金の支払義務を負わない。

イ 原告の主張

(ア) 本件火災の出火原因について

a 本件建物にある工具類は常に通電状態であり、材木等燃焼物が大量にある本件建物で、過電流による火災を否定することはできないはずである。

また、ストーブについても、出火原因となる可能性は否定できない。

b 本件火災の出火箇所について、火災原因判定書は、複数の箇所を認定しているのではなく、可能性として複数の箇所が考えられると認定しているのであって、1箇所からの出火である可能性を否定しているものではない。

c したがって、出火原因が放火であるとの主張は根拠が乏しい。

(イ) 原告関係者の関与のないことについて

a 仮に本件火災の出火原因が放火であったとしても、施錠されていなかつたことに照らせば、原告関係者ではなく外部からの侵入者による放火こそが高い可能性をもって考えられるはずである。

b 原告の売上げは平均で900万円に上り、経営状態が悪いということはない。

また、そもそもには本件建物に放火する動機がない。アパート

建築も保険金を得なくても実現可能であった。

有限会社に長期借入や代表者ら取締役個人の借入があることは通常のことであり、これらの事実だけをもって、原告関係者の放火を裏付ける事実にはならない。

c 仮に らの放火であれば、本件建物内部にある重要なものをあらかじめ動かす等の措置を取るはずであるところ、そのような事実はない。

建築に使う材木は、収縮等により寸法変化がおきないようにあらかじめ十分な乾燥をさせておく必要がある。本件建物内部には、原告が10年以上にわたって乾燥させた青森ヒバやケヤキ等良質な材木が保管されていた。これらの材木の損失は、金銭で補えるものではなく、現在の原告の営業に大きな影響を及ぼしている。

また、本件建物内の工具類、機械も、 の作業場に移転し、継続して使用する予定であったが消失し、現在は材木の加工を材木屋に頼まざるを得ない状況である。

さらに、本件建物内には有限会社になってからの帳簿等が段ボールに入れて保管されていたが、それらも消失してしまった。

d まとめ

以上のとおり、原告及び には本件火災によって保険金を得る動機はなく、むしろ著しい損害が生じただけである。本件火災が 又は同氏の意を受けた者により引き起こされたと解する余地はない。

(ウ) 被告は、保険金を支払うべきである。

(3) 爭点(3)について

ア 原告の主張

被告が支払うべき保険金額は、保険価額によって定められる。

(ア) 本件建物について

a 建物のような継続的使用財の場合、再調達価額から経過年数及び使用損耗による減価等を控除した価額をもって保険価額とされる。

もっとも建物の場合は保険価額の精算に専門的知識と時間を要することから、坪あたり再建築の相場を見積もり、それに建物の面積を乗じて算出する方法などが行われている。

本件建物の坪当たりの再建築費用はおよそ建築時と同じ16万円であり、本件建物の面積は、 206.73m^2 である。

したがって、保険価額は、 $1000\text{万}4800\text{円}$ ($16\text{万円} \times 62.53\text{坪}$) である。

b 本件契約は、被告代理店が調査・評価の上、全焼時に損害額全部を填補するに足りる金額が支払われるための全部保険として加入された。保険金額が保険価額の80%以下の一部保険であれば、損害額の一部しか支払われず、火災保険に加入する実益が乏しくなってしまうからである。

とすれば、本件建物の保険金額は契約の締結時における保険価額の8割以上であったはずであるから、契約締結時における本件建物の保険価額は、保険金額である1000万円を下らない。

よって、本件火災時における本件建物の保険価額も、1000万円を下らないはずである。

(イ) 商品・製品等について

a 1475万9800円である。

損害として見積もられる額は、購入等の価格よりも高くなっているが、これは、本件火災によって焼失したのが材木であることによる。

材木は、いわゆる生材のままでは、乾燥による収縮が激しく、断面や方向によってその収縮率が異なるため、曲がり、そり、割れ、狂いが生じる。そのため、そのままでは建築用材としては使用できず、で

きるだけ含水率を落とした状態で使うことが必要である。材木の乾燥には費用がかかり、生材よりも乾燥材の方が価格が高くなる。また、場所の確保の困難から、自然乾燥材の供給は困難であり、一般的に自然乾燥材は人工乾燥材よりも価格が高くなると考えられる。

よって、本件火災の商品等の再調達価格は、長年にわたり原告が管理してきた自然乾燥材の購入費用であり、購入価格よりも高くなるのは当然である。

b なお、動産り災申告書の商品等の部分は、本件火災直後に、取引先である株式会社 木材（以下「木材」という。）に見積を依頼して作成したものであり、早急に作成してもらったため、正確性に疑問があった。

そのため、原告は、平成17年3月ころ、木材に再度見積もりを依頼した。その際、原告は、本件火災保険契約締結時ころに行った棚卸しに基づいて、本件建物内にある商品等の名称、形状、単位、数量を記載した書面を 木材に渡し、同社がその書面に単価、金額を書き込むことで見積もりを作成してもらった。

原告が被告に提出した損害明細書は、木材の見積もりをもとに作成したものであり、動産り災申告書よりも正確なものである。

(ウ) 設備・什器等について

a 2697万1000円である。

本件における設備、什器はいわゆる大工道具であるところ、大工道具はその性質上使用による価値の減少がそれほどなく、かえってある程度使い込んだ道具の方が価値があるとされていることから、その保険価額は再調達価額を下回るものではない。

b なお、動産り災申告書の設備・什器部分は、本件火災直後に、取引先である有限会社 商店（以下「商店」という。）に見積もりを

頼み、早急に作成してもらったものであったため、正確性に疑問があつた。

そのため、原告は、平成17年3月ころ、商店に再度見積もりを依頼した。商店は、原告が伝えた商店以外から購入した機械類及び商店が原告に納品した機械類と共に見積もりを行った。

原告が被告に提出した損害明細書は、商店の見積もりをもとに作成したものであり、動産り災申告書よりも正確なものである。

(エ) 小括

以上のとおり、本件火災による損害額はいずれも保険金額を上回っていることから、被告は、原告に対し、保険金額全額を損害保険金として支払うべきである。

イ 被告の主張

(ア) 本件建物について

仮に保険金支払義務が認められるとしても、その額は固定資産評価額である金81万6994円である。

(イ) 商品・製品等について

仮に保険金支払義務が認められるとしても、金50万円を限度とすべきである。

(ウ) 設備・什器等について

仮に保険金支払義務が認められるとしても、その額は減価償却の残存価格である金149万5153円である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 証拠（事実ごとに後掲）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告について

(ア) 平成15年12月ころまでの状況（甲46）

は、材料を仕入れて自らが加工し建物を建築するという職人タイプの大工であったが、平成15年12月ころ、倒れ、それ以後は仕事に従事できず、平成18年11月に死亡した（証人23頁）。

は、昭和53年3月に高校を卒業し、の仕事を手伝うようになった。昭和57年11月には、二級建築士の免許を取得し、原告が受注する建物の設計や監理を行っていた。

は、平成2年ころからは、設計・施工・監理を全て行う、いわゆる「設計・施工の一貫方式」の家造りをするようになり、平成4年7月には、原告を設立し、平成15年12月ころまでの間、和風住宅の建築請負を中心として事業を展開し、平成8年から平成14年ころにかけて、住宅5棟を建築し、宮大工の技術を要する神社の改修工事も請け負った。そのため、原告は、青ヒバ、檜、チークなどの材木を本件建物内に数多くストックしていた（甲50、乙15）。

収支状況も、原価を控除した粗利（売上総利益）でみると、平成11年度が2883万6610円、平成12年度が3058万2913円、平成13年度が216万円、平成14年度が2804万円とおおむね順調に売上を出していた。ただ、平成10年度からの繰越損失が1430万8834円あり、以後も繰越損失が続いているため、平成14年度期末における未処理損失は1711万6493円となっていた。（甲14、15、乙9、10）

(イ) 平成15年12月以降の状況

が倒れた後は、が中心となって、原告の営業と施工を行っていたが、主として、大手の工務店や製作所からの下請を行うようになり、事業は縮小した。

収支状況も、原価を控除した粗利（売上総利益）でみると、平成15年度では1156万円であったものが、平成16年度にはマイナス1358万3616円と売上は激減し、未処理損失も増加した。なお、
は、平成15年度以降の決算書作成には関与していた。（甲16、乙
11、証人 3・5頁）

また、原告の被告に対する月々の保険料は、口座振替により支払われていたところ、平成16年1月分から同年6月分までの支払については、預金不足のため約定の期日における口座振替ができず、後日支払われる状況であった（乙17の3頁、同4頁）。

さらに、個人の借入状況についてみると、は、本件火災当時、をはじめとするいわゆるサラ金4社から借り入れ、月々の返済額は27万4000円となっていた。しかも、は、平成17年1月、の名義を用いて90万円を借り入れた（争いなし）。

(イ) 本件火災直前の状況

a 本件火災当時は、従業員は8名おり、従業員は、主に現場での仕事が多く、材木の加工を行うときに本件建物内で仕事をしていた。
当時の現場は、マンション、教会、邸、邸、小学校、幼稚園であった。

平成17年1月20日ころから同年2月11日ころまでの間は、幼稚園の工事に用いる材料を本件建物内で加工していた。（甲42、46、乙5、16）

b は、平成17年1月と2月は、原告のもとで作業をしており、主に小学校と幼稚園の工事を担当していた。
は、幼稚園の工事に用いる材料を加工するた

め、本件火災前、合計約10日ほど、本件建物に入って作業していた。

また、　　は、平成17年2月11日、幼稚園の現場で用いるコンプレッサーを持ち出すために、本件建物内に入った。

(甲46、乙16、証人　　)

c (以下「　　」という。)は、平成16年の年末に、給料をもらった際、本件建物に入ったが、それ以後、本件火災が発生するまでの間は、本件建物に入らなかった(甲42)。

d は、平成17年2月11日以降、本件火災が発生するまでの間に、一度本件建物に入った。その際、建物から出るときには、自身が施錠を行った(乙5、証人　　58頁)。

イ 本件契約の締結過程(甲46)

(ア) 本件建物は、平成2年4月ころ建築され、建築当時から火災保険が掛けられていた。

(イ) 原告は、平成14年に　　神社の社務所の改修工事を請け負った際、同工事を取り纏めていた訴外　　(同人の会社が被告の代理店をしていた。)から、被告の火災保険に加入するよう誘われたため、それまで加入していた　　を解約し、本件建物について、被告との間で保険契約を結び、以後契約を更新していた。

ウ 本件火災発生日の前日の状況

(ア) は、平成17年2月27日、午前中は、訴外　　と会って打合せをしていた(甲46)。

打合せの内容については、訴外　　が所有する　　別荘に関する改修工事は既に終了しており、他に訴外　　から工事を請け負っていたことを認める証拠もないため、結局、その詳細は定かでないものの、別荘に関わる漏水事故に関し、原告と訴外　　との間の示談が成立したのが平成17年3月1日であったこと(乙43)に照らすと、漏

水事故の処理に関し何らかの話し合いをしていたものと推認できる。

(イ) は、午後から、
から友人2名とゴルフ練習場に行った。その後、訴外
外」という。)が合流し、午後9時ころ4人でラーメンを食べ、
は、訴外と2人でコーヒーを飲み、午後10時ころ別れた。

が家に帰り着いたのは午後10時20分ころであったが、そのこ
ろ訴外からに電話があり、が訴外に5万円を渡すこと
になったので、再び、と訴外はの家の近くのコンビニエン
スストアで落ち合った。は、に5万円を渡した後、自宅に戻り、
就寝した。(甲46)

エ 本件火災時の状況(乙1, 2, 4)

(ア) 平成17年2月28日午前1時58分ころ、本件建物から火災が発生し
た。同日午前2時5分ころに覚知され、午前2時10分ころから救助が
開始された。火勢は、同日午前2時57分ころから鎮圧され、同日午前
4時56分ころに鎮火した。

(イ) は、に起こされて、そのまま火災現場へ向かった(乙5)。

オ 本件火災後の状況

(ア) 平成17年2月28日、午前9時30分から午後4時30分までの間、
消防署の職員により、本件火災現場の見分が行われ、も立
会人として参加し、焼損した物などについて、説明を行った(乙4)。

本件火災の現場を検分した消防署職員が作成した火災原因判
定書(乙2)によれば、本件火災の出火箇所に関しては、複数の可能性
があったために特定できず、また、本件火災の出火原因に関しても、放
火の可能性は否定できないものの、結局不明とされている。なお、焼損
状況の最も激しい場所として本件建物内の中央やや南西寄りが指摘され
ているが、同所付近からは発火源となりうるものは見分されなかった。

は、現場見分が終わった後、約10日ほどかけて、本件建物などの焼損した物を整理した。

(イ) 現場見分調書(乙4)によれば、本件火災後における本件建物内及びその周囲の状況は、おおむね以下のとおりである。

a 本件建物の北東部分について

北側壁体より南側へ向かって、木製の釘棚、スチール棚、ベルトコンベア、長さ3.8メートルの4枚の杉板が順番に置かれていた。

杉板から通路をはさんで南側には、丸のこ工具と木製の作業台が設置されていた。

b 本件建物の南東部分について

上記作業台から通路をはさんで南側に溝仕上げという機械が設置されており、溝仕上げの東側には帶ノコという機械が設置されていた。

溝仕上げの付近には、いずれも長さ4メートルある青森ヒバの集成材、ケヤキの角材が、それぞれ約20本横たわっていた。

溝仕上げの南側には、万能機が設置されており、その付近には、青森ヒバの集成材が4本程度横たわっていた。

東側の壁体沿いに大小含め約50本の角材が立てかけられていたが、その品名は明らかでない。

建物の南側には超仕上げという機械が設置されており、南の壁に沿って鉋屑を入れた袋が20個程置かれていた。

c 本件建物の北西部分について

北側の壁沿いには、長さ約4メートルの角材が約30本立てかけられており、これらの角材は、いずれも4面ともウロコ状に炭化していた。角材のすぐ南側には、丸形反射式ストーブが置かれていた。

建物の北西角には、コンクリート土間と畳敷きのコアガリとからなる休憩室があり、休憩室の土間部分には、丸形反射式ストーブが置か

れていた。

本件建物の中央寄りには、長さ約5メートルのケヤキの柱が炭化して倒れていた。

d 本件建物の南西部分について

南西部分の中央寄りから南側にかけて、ホゾ取り、仕上加工、集塵機という機械が設置されていた。

建物南西角に立てかけられていた数本の角材が、北東へと倒れていた。角材の焼けは強く、炭化し、うろこ状に焼損していた。

建物北側から南側へと、梁の上を通して保管されていた杉板が炭化して焼損していた。

建物南西角から西側の壁体には、長さ約4メートルの角材が、約30本立てかけられて保管されていた。角材の東側の面が炭化していた。

e 本件建物の周囲には、相当量の材木が存在し、罹災せずに残っていたが、その品名は明らかでない。

(ウ) 消防署へのり災報告

は、平成17年3月7日、消防署長宛に、不動産り災報告書、動産り災報告書を提出している。それには、おおむね以下の内容が記載されている。(乙7、8)

a 不動産

建築金額は1000万円であり(1坪当たりの金額を16万円として、坪数62.5を掛け合わせたもの)，罹災した建物の見積額も同額の1000万円である。

b 動産

(a) 材木など

罹災した品名には、チーク、青森ヒバ、杉、ケヤキなど10種類以上の材木の名前が記載され、その総数量は約600本、損害見積

額の総計は約 850 万円であり、そのうち、単価が 1 万円以上の中には、総数量 331 本であり、購入価格の総額は 707 万 3100 円である。

(b) 什器・備品など

罹災した品名には、万能機、帯ノコ、集塵機、超仕上などの重量機械、充電ドライバー、電動ドリル、角ノミなどの軽量機器、日立冷蔵庫、25インチB/S内蔵テレビ、電気ポットなどの電化製品が記載され、その損害見積額の総計は約 1900 万円である。

カ 被告への損害申告

(ア) 損害申告の内容

は、平成 17 年 8 月 30 日、被告に対して、本件火災による損害申告として、損害申告書、仕入先・販売予定先等連絡先一覧、損害明細書（商品・製品等）及び同（機械・什器等）をファックスにより送信し、そのころ、損害申告の裏付けとして、本件建物内の様子を写した写真約 90 枚を提出した。なお、提出された写真の撮影時期は、いずれも平成 9 年から平成 13 年までの間であった（乙 14 の 1 から 4 まで、乙 15）。

から提出された損害申告書及び各損害明細書の内容は、おおむね以下のとおりである。

a 建物

損害申告額は、金 1200 万円である。なお、損害申告書には、建物の損害額に関して「添付見積書の通り」と記載されているが、実際には見積書は添付されていなかった。

b 商品・製品等

損害申告額は、金 1518 万 8200 円である。

損害明細書には、チーク、青森ヒバ、杉、ケヤキなど 10 種類以上

の材木の名前や銅版彫刻、神棚、遮音シート等が記載され、その総数量は約1000、購入金額を合計すると約1450万円であり；そのうち、単価が1万円以上の材木は、総数量約480本であり、購入価格の総額は1251万6120円である。これらの購入時期は、おおむね平成4年ころから平成15年ころまでの間と記載されている。

c 機械

損害申告額は、2720万5000円である。

損害明細書には、超仕上げかんな盤、万能木工機、自動溝切盤などの重量機械、サンダー、電気ドリル、インパクトドライバーなどの軽量機器、チップソーなどの刃物類、冷蔵庫、テレビ、電気ポットなどの電化製品が記載され、購入金額を合計すると2597万1000円である。

(イ) 損害を申告する経緯

原告は、損害明細書を作成するに際しては、正確性を期すために、平成17年3月ころ、商品・製品等に関しては、
木材に対し、平成16年6月ころに行った棚卸しに基づいて本件建物内にあった商品等の名称、形状、単位、数量を記載した書面を渡して見積もりを依頼し、設備・什器等に関しては、商店に対し、商店から購入した機械類及び商店以外から購入した機械類を伝えて見積もりを依頼したと主張し、もこれに沿う陳述をする（甲46）。

しかし、原告が証拠として提出したもの（甲23、25、26）は、いずれもが作成したものであって、木材や商店からの見積書自体は証拠として提出されていないことを考慮すると、その作成にあたってはが第三者等の客観的な評価を介さず、もっぱら自己の判断のみによって記載したことが強く疑われる。

(ウ) 決算書の記載（甲14、15、乙9から11まで）

a 原材料について

平成15年度の貸借対照表には、決算期における原材料の在庫高は金917万7260円と記載されている。

なお、原材料の在庫高については、平成14年度が金602万5930円、平成13年度が金618万7000円、平成12年度が金593万円、平成11年度が金145万1900円というものであり、原材料の在庫高が年々増加している。

b 固定資産について

平成15年度の貸借対照表には、決算期における機械装置は金61万1753円、什器備品は金88万3400円と記載されている。

なお、平成12年度から平成14年度までの機械装置及び什器備品の記載金額は、いずれも平成15年度の上記金額と同一である。また、平成11年度における機械装置は金108万8527円、什器備品は140万円と記載されている。

(エ) 仕入先・販売予定先等連絡先一覧の記載内容について（乙14の2）

a 仕入先・販売予定先名として、 銘木店、 銘木店、 商店、
木材、 工業、 商店、 , , , ,
の10店舗の名前が記載されており、そのうち、 銘木店、
銘木店、 商店、 , , , ,
の6店舗については、住所を不明とされ、電話番号及びFAX番号が記載されていない。

b 上記10店舗のうち、株式会社 銘木店は平成10年7月に倒産しており、また、 銘木店及び 工業株式会社も損害申告当時既に閉鎖していた（争いなし）。

(オ) 木材からの仕入状況について

a 平成13年分について（乙14の3、乙22）

損害明細書には、原告が 木材から平成13年6月ころに杉を合計33万0720円で購入したと記載されている。

他方、 木材から提出された納品書（控）によると、木材から原告へは、平成13年11月ころに、檜などが合計27万3100円で納品されていたことが認められる。

b 平成14年分について（乙14の3、乙23）

損害明細書には、原告が 木材から平成14年6月から8月ころの間に松や青森ヒバ等を合計38万4500円で購入したと記載されている。

他方、 木材から提出された納品書（控）によると、木材から原告へは、平成14年6月から8月ころに、青森ヒバ、コンパネ、柵などが合計112万6621円で納品されており、それらの物はすべて 神社などの作業現場へ届けられたことが認められる。

c 平成15年分について（乙14の3、乙24）

損害明細書には、原告が 木材から平成15年3月から8月ころの間に梁、杉などを合計96万4740円購入したと記載されている。

他方、 木材から提出された納品書（控）によると、木材から原告へは、平成15年4月から8月ころまでの間に、青森ヒバ、コンパネ、柵などが合計123万3150円で納品されており、そのうち、作業現場の表示がなく「加工場」とのみ記載されて本件建物内に届けられた物は、杉など合計9万6690円分であることが認められる。

(力) 商店からの仕入状況について（乙14の3、乙25から28まで）

a 損害明細書には、原告が 商店から平成4年4月から5月ころに

青森ヒバ、杉、檜などを合計280万6200円（そのうちで青森ヒバだけで235万8600円に相当する。）で購入したと記載されている。

b 商店からの回答書によると、商店から原告へは現場で必要な分だけを納入しており、平成4年当時、青森ヒバやピーラー材を納品してはいなかったことが認められる。

キ その他の事情

(ア) 別荘の漏水事故の件（乙16, 17）

a 原告は、平成16年4月から、訴外が所有する別荘改修工事を請負っていたところ、平成16年7月3日午前9時ころ、その別荘内において漏水事故が発生した。

b 原告は、上記漏水事故に関し、被告に対し、平成17年1月25日、賠償責任保険金を請求し、その際、賠償責任事故の内容について、報告書を提出した。その報告書には、原告が、訴外に対し、平成16年10月19日に賠償金95万4800円を支払って示談が成立したこと、及び示談書は作成しなかったことが記載されていた。

ところが、後日、原告は、被告に対し、原告と訴外との間で、原告が訴外に対し金100万4800円を支払うとの内容の示談書を提出しており、その作成日付は平成17年3月1日とされていた。

c また、原告は、平成17年1月末ころ、被告に対し、上記漏水事故により漏水にかかる水道料金28万円を請求されている旨を申告し、請求されていることの証明書として、請求書を提出した。

この請求書は、有限会社住宅が原告に宛てて作成したものであり、1か月の水道使用料の平均が2000円から2300円くらいとされるところ、平成16年7月分の漏水による水道代として28万円を請求するとの内容のものであった。

被告において有限会社 は、訴外 から、住宅に問い合わせたところ、上記請求書は、訴外 からの要求により作成したものであり、訴外 は水道局からの請求書を所持していなかったとの回答が得られた。

(イ) アパートの建築計画について（甲19, 20, 21, 乙12）

は、平成16年9月ころ、本件建物が所在する地域が住宅地域であったことに着目して、本件建物を移転して共同住宅を建築することを考え始めた。

そこで、 は、訴外 株式会社に勤務していた に相談し、アパート建築とその後の収支に関する事業試算を概算したところ、アパート建築等にかかる事業予算は8800万円超であった。

は、平成16年11月30日、訴外 株式会社に対し、本件建物の所在地を含む土地上にアパートの建築工事及び外構工事を、請負代金合計約8160万円で発注した。この契約には、 において、本件建物等の建築場所に所在する ないし原告所有の資材を、平成17年2月28日までに撤去させる旨の特約事項が付されていた。

(ウ) 原告の訴訟態度について

a 取引に関する資料について

原告は、本件火災により材木等の商品・製品等や什器・備品等の取引に関する資料は全て消失してしまったため、証拠として提出することができない旨主張し、 が作成した一覧表（甲23など）等を提出するにとどまる。

しかし、原告の事務所として使用されていた箇所は、本件火災によっても焼失しておらず（乙4）、原告が、本件建物内を撮影した過去の写真を所持し（乙15など）、本件火災の前後を通じ請け負った仕事を行っていた（甲42）ことなど原告の主張とは整合しない事実を認めることができる。 は、過去の資料については、ダンボール箱に入

れて、本件建物内の休憩室に置いていた旨供述するが、取引に関する資料はその性質上、事務所内において保管するのが通常と考えられる上、その供述内容が他の事実との関係において一貫性がないため、信用することができない。

したがって、原告は、本訴において、取引に関する資料を敢えて証拠として提出していないということができる。

b 書証の作成について

原告は、焼損した材木の種類、量などを立証するために、本件建物の見取り図とともに過去の写真を添付し、写真の撮影時期や写っている木材の種類等について説明を加えた陳述書を作成している（甲33から41まで）。

しかし、添付された写真の大きさをみると、多くの写真において写真の下部（撮影年月日が刻印されていたと思われる箇所）を一部切り取ったことが明らかであり、しかも、実際の撮影年月日と異なった撮影時期を記載している箇所も認められる（甲38、乙15、証人）のであるから、〔は〕は、これらの書証を作成するにあたって、自己の主張に有利になるような加工を行ったものということができる。

したがって、上記の書証を信用することはできないばかりか、の訴訟に臨む姿勢には保険金の取得に対する否定しがたい作為を感じざるをえない。

(2) 検討

ア 以上の事実を前提として検討する。

本件火災の発生時、本件建物内に存在した木材の量及びその価値は、平成15年度の決算書に記載されている原材料の在庫高（金917万7260円）以下であると考えられるところ、本件火災後に行われた現場見分の

結果によれば、本件火災時に建物内に存在した木材等の総量は約150本程度であり、そのうち青森ヒバやケヤキなどの木材といいきれるものは約50本であったことが認められ、その価値は証人の供述から約50万円程度であったと認めるのが相当である。したがって、本件火災時に単価1万円以上の材木が、総数量約480本あり、その購入価格の総額が1251万6120円であるとして原告が作成した損害明細書（乙14の3）は、その数量、品名、価額において虚偽の事実が記載されていたということができる。

また、設備・什器等について検討すると、本件火災後に行われた現場見分の結果によれば、原告が主張するような超仕上げ、帯ノコ、溝仕上げ、ホゾ取り、仕上げ加工、万能機などの木材加工用の重量機器が本件火災時に建物内に存在していたことは認められるものの、テレビや冷蔵庫などの電化製品の存在は窺われず、インパクトドライバーなどの軽量機器に関してはその存否が不明であり、少なくとも損害明細書には本件火災時に存在していた設備・機器以上の物が記載されているということができる。

イ　　は、動産り災証明書の作成に関し、火災直後の動転している状況下で、しかも、すべてが消失し、乏しい記憶の中で、被告から急かされるままに慌てて作成したものであるから、不正確な内容となってしまった等と陳述し、供述する（甲46、証人○）。

しかし、本件火災当時、原告においては主として下請による事業を実施しており、客観的にも材木を在庫として置いておく必要性は乏しかったということができるところ、　　は、原告の中心となってその経営に携わっていたのであるから、原告の請負工事の受注状況や材木等の発注状況などから本件建物内に存在していた材木等の数量についてはおおまかに把握していたはずである上、本件火災後に行われた現場見分の際には、終始立ち合って、消防署の職員からの求めに応じて、隨時焼損した物の説明や指示

確認を行っており、現場見分の終了後は、約10日の日数をかけて焼損した物の整理を行っていたのであるから、本件火災時に建物内に存在していた物の総量については概ね把握することができたはずである。

確かに、火災後は、消失によって正確な数量、品名などを把握することは困難であるといえるが、上記のような の立場にある者が約10倍近くもの数量や品名を間違えることは通常考えられず、上記の の供述は信用できない。

また、証人 は、本件建物内には1000万円近くの材木が存在したと供述し、また、 木材や 株式会社は、同様の内容を陳述している（甲43、44）。

しかし、証人 の供述は、木材があったとされる時期や所在位置などにおいて変遷しており、その記憶が曖昧であることが窺われ、信用することはできない。また、 木材や 株式会社による報告書も、本訴提起から約1年半を経過した後に作成されたものであるところ、その作成の経緯や作成目的は明らかでなく、内容について他に裏付けうる客観的な証拠もないため、信用することができない。

ウ ところで、原告は、被告に対し損害を申告する際、 商店の所在地を不明としているところ、 商店自体は原告と取引を行っていた平成4年ころから現在まで営業を続けており、その所在地も と原告にとってはそう遠くない位置なのであるから、原告にとって 商店の所在地が不明であったと認めることはできず、むしろ所在不明と記載したことには、被告において 商店に対する調査・照会などが行われることを妨害する意図があったものと推認するのが相当である。

は、損害申告書を提出する際には 商店の所在地が分からなかつたと供述するが、 商店との取引は優に10年を超えるものであり、しかも、取引の内容も材木の購入という原告の業務の性質上当然に行われる

ものであるから、仮に真実所在地が不明であったとすれば、他の工務店などに問い合わせるなどすれば容易に判明できたはずであり、到底上記の供述を信用することはできない。

また、原告は、本訴提起に至っても、材木などの取引に関する資料を証拠として提出しないばかりか、証拠として提出する写真を意図的に切り貼りするなどしており、その訴訟態度からは保険金の取得に対する否定しがたい作為を感じざるをえないところ、前記認定のごとく、本件火災当時、原告の経営状況は、倒れたことによって事業が縮小し、累積赤字が大幅に膨らみ、個人の借金も月々の返済額が27万4000円となるなど、原告の経営状態が行き詰まりをみせていたというのみならず、をはじめとするその家族の生活までもが逼迫していたことが明らかであるから、原告において本件火災事故を契機として保険金をより多く取得できることには強い期待が高まっていたと言っても過言ではない。

このような観点から原告による損害申告の経緯、態様を検討するならば、火災直後に消防署へ提出したり災申告書の内容から既に多量の材木、設備、什器等を記載し、多額な金額を損害額として申告し、その後被告に対しては更に増額した金額を申告しているところ、その内容は、決算書から窺える客観的な金額からは大きく乖離し、また、取引先である木材や商店から得た回答内容とも、取引した材木の品名、数量、価格等において大きく異なり、著しく多額となっていたのであるから、本件火災当時に原告の経営を取り仕切っていたは、損害として申告した内容が客観的事実と比較して著しく多額であったことを認識していたものと認めるのが相当であり、そのような認識にもかかわらず虚偽の申告を行ったのは、

において多額の保険金を詐取する目的があったからであるというべきである。このことは、本件火災と前後して、別荘における漏水事

故に關し、漏水事故にかかる水道料金との名目で28万円もの保険金を被告に請求していた事実とも整合する。

エ したがって、による被告に対する損害の申告は、多額の保険金を詐取することを目的とした不実申告に該当し、被告には、本件約款26条4項により、保険金支払義務がないものというべきである。

(3) 免責の範囲について

ところで、本件契約は、建物、商品・製品等及び設備・什器等を目的物とする契約であるが、商品・製品等及び設備・什器等は本件建物内に存在するものであるからいざれも密接な関係を有しております、また、同一機会に同一の契約書によって締結されていることからすると、保険料の算定が各別にされていたとしても、契約としては一体のものと解すべきである。

そして、不実申告による免責に関する本件約款26条4項は、保険契約における信義誠実の原則がその前提をなし、不実の申告という悪質な行為を行った保険契約者の保険金請求を許容しない趣旨の規定と解されるから、一体の契約と認められる限り、不実の申告が目的物の一部に関するものであったとしても、保険金全体の支払を拒絶できると解するのが相当である。

したがって、本件では、商品・製品等及び設備・什器等に関する不実申告が認められる以上、被告は、本件建物に関する保険金を含めた本件契約に基づく保険金全体の支払を拒絶できるというべきである。

2 結論

以上検討したところによれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 沼 田 寛

裁判官 伊 澤 文 子

裁判官 小 川 貴 紀

これは正本である。

平成20年10月9日

仙台地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 鈴木千恵

